

令和8年度古河市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

古河市の農業は、利根川・渡良瀬川により形成された肥沃な平野を基盤とし、首都圏から約60km圏内に位置し、交通の利便性が高い特性を活かした、都市近郊型農業として発展してきた。稲作や露地野菜栽培が盛んに行われて、水田は農地全体の約50%を占めている。

近年は、需要に応じた米生産の推進に伴い、飼料用米や米粉用米等の新規需要米の作付も進められており、水田の有効活用に向けた取り組みが図られている。また、都市近郊という優位性を背景に、にんじんや葉物野菜等の園芸作物の導入も進み、収益性向上に向けた動きが見られる。

一方で、農業を取り巻く環境は厳しさを増している。資材費や燃料費の高騰により生産コストが年々上昇していることを受け、主食用米へ回帰する生産者も増加傾向にある。さらに気候変動の影響による高温障害や病害虫の発生増加により、等級低下や収量減・品質の低下リスクが高まっており、安定生産への対応が求められている。

当市の営農状況は、高齢化の進行と担い手不足が深刻であり、65歳以上の農業従事者の割合が高く、後継者不足による離農や耕作放棄地の増加が懸念されている。また、経営規模の小規模・分散化により効率的な農業経営が難しく、農地の集積・集約化の遅れも課題である。

以上のことから、古河市においては、水稻中心の農業構造からの転換を図りつつ、需要に応じた作物選択、高収益作物の導入、農地の集積・集約化及び担い手の確保・育成を一体的に進め、水田農業の収益力強化を図ることが重要な課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

水田を中心とした土地利用型農業においては、農家の経営安定と収益性の向上、さらには食料自給率の向上や地産地消の推進を目的として、麦・大豆・飼料作物などの戦略作物の作付拡大と団地化を進める。また、二毛作の導入を推進し、農地の有効活用と収益力の強化を図る。

特に、畑作物については、直接支払交付金の対象となる作物の作付面積拡大を促進し、常陸そばなど地域特産品の産地確立に取り組むことで、農地の集積・集約化と併せて収益力の向上を目指す。

さらに、本市では稲作以外の分野として露地野菜の生産が盛んであり、葉物野菜を中心に多様な品目が栽培されている。これらに加え、茨城県銘柄産地の指定を受けているニガウリ、にんじん、サニーレタス等の高収益作物については、関係団体との連携を強化し、付加価値の高い産地形成を推進する。

また、普通作物を中心に栽培する農家に対しては、麦・大豆・そば等の作付拡大を促すとともに、需要に応じた飼料用米や米粉用米、加工用米への転換を進め、水田農業の多角化と安定を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

主食用米の需要が減少する中、水田農業における麦・大豆・そば等の畑作物や高収益作物の導入・定着を図り、農業の収益性向上と持続的発展を目指す。このため、農地の集積・団地化を進めるとともに、担い手の確保・育成を推進し、安定した生産体制の構築に取り組む。また、生産性向上に向けて、機械・施設の導入やリース事業等の活用を促進するとともに、栽培技術の指導や流通・販売体制の強化を図り、需要に応じた作物生産と販路拡大を支援する。

畑地化支援については、主食用米以外の作付が定着している農地や、地域において団地化が進んでいる農地を中心に推進する。特に、市内外において畑作利用が進む地域の実情を踏まえ、排水対策や用水確保などの基盤整備と一体的に進めることで、安定した畑作経

営の確立を図る。

一方で、畑地化にあたっては、地権者・耕作者間の合意形成や地域内の理解醸成が不可欠であることから、丁寧な説明や対話を通じて意向把握を行い、円滑な事業推進に努める。また、事業採択後の適正な管理・運用のため、作業記録や収量把握などの体制整備を進め、制度要件への確実な対応を図る。

さらに、畑地化後の農地については、麦・大豆・そば等の土地利用型作物に加え、高収益作物の導入を促進し、地域特性を活かした産地形成を推進することで、水田の有効活用と農業所得の向上を目指す。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用米については、気候変動や消費動向の変化に対応しつつ、安定した収量と品質の確保が求められている。このため、イネ縞葉枯病・カメムシ被害の防除対策を徹底するとともに、高温条件下でも品質低下を抑制できる品種の導入を推進する。あわせて、省力化・低コスト栽培やICT等の先端技術の活用を進め、持続可能な米づくりと担い手の経営安定化を図る。また、関係機関と連携し、地元産米の魅力発信や消費拡大にも取り組む。

(2) 備蓄米

政府買い入れ数量の情報を常時把握し、集荷業者と連絡体制を強化し、意欲ある農家に推進していく。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米へ回帰する動きがある中、所有権又は賃借権を有しているほ場で飼料用米に取り組む生産者も一定数いるが、令和4年をピークに年々減少している。現在の米価高騰も一時的なものと見据え、引き続き、大規模担い手を中心に飼料用米の生産を働きかけていく。

耕畜連携については、稲わらの生産者と実需者との間で利用供給協定書を締結し、水田の有効活用と飼料自給率の向上を図る。

イ 米粉用米

米粉用米の需給について関係機関や集荷業者等と連携し、意欲ある農家に各種交付金を最大限に活用し、情報提供しつつ生産を推進していく。

ウ 新市場開拓用米

主食用米の需要減少が見込まれる中、国内外の新市場の開拓を図るため、実需者ニーズに対応した低コスト生産等の技術導入の取組を支援する。

エ WCS 用稲

水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）を活用した取組の推進を図る。WCS用稲の生産に必要な専用の収穫機やラッピングマシン等の作業機械導入には、飼料生産組織強化対策等の支援事業に関する情報提供を行うなど、取組を後押しする。また、耕畜連携による市内・県内の畜産農家に安定的な需給体制の構築を図る。

オ 加工用米

主食用米の需要減少が見込まれる中、畑作物や高収益作物の導入が困難な排水不良田を中心に作付を推進するとともに、農協など集荷業者と連携を強化し推進を図る。

（４）麦、大豆、飼料作物

麦・大豆の生産推進は非常に重要になっているため、県農業改良普及センターの指導の下、生産者に対して栽培技術や排水対策等のアドバイスを行い、実需者に求められる品質の確保を図る。また、多収品種の導入や農地集積を推進し、作付面積拡大及び生産性向上を図る。

飼料作物についても、輸入飼料の高騰により、輸入依存から脱却する動きが出ている。イタリアンライグラスを筆頭に農地集積を推進し、更なる面積の拡大を図る。

稲わらについては、現在でも輸入に頼っているが、その一方で水稻収穫後の稲わらの多くは、有効活用されずにすき込みや焼却されている。

牛を肥育している農家からは、国産の飼料用稲わらを求める声が多いが、市内でも稲わらの収集を行う農業者は少ない。畜産担当と連携し、国事業を活用して稲わら収集に必要な機械や設備の導入を進め、新規取組者の開拓を図る。また、引き続き稲わらの利用拡大を推進し、持続可能な畜産物生産の確立を図る。

市内で乳牛・繁殖牛を飼養する畜産農家が、牧場に隣接する耕作放棄地だった水田を活用して、水田放牧を行っている。水田を５牧区に分け、そこで繁殖牛を放牧している。放牧により牛が運動することで足腰が強くなるなど健康な状態を保ちやすくなり、分娩事故が少なくなるといったメリットがあるほか、家畜の管理労力と経費削減にも効果がある。また耕作放棄地の解消にもつながるため、農地法などによる貸借で放牧エリアを拡充したい。

二毛作の普通作については、麦＋そば・麦＋大豆、飼料作物については、イタリアンライグラス＋青刈トウモロコシ・イタリアンライグラスの連作が主流である。収益向上にもつながるため、今後も引き続き単作で休耕することなく、継続的に水田をフル活用して作付拡大を図る。

（５）そば、なたね

そばは、過去にブロックローテーションによる作付拡大を推進した経緯から転作作物として定着している。近年は気象条件の変動による収量・品質への影響が見られることから、排水対策や適期播種の徹底など基本技術の励行を推進し、安定した作付拡大につなげる。また、県西地域で常陸秋そばの代表的な生産地として、更なる販路拡大を確保、定期的な種子更新を行い、高品質・多収量による地域ブランド力の強化を図る。

二毛作についても、麦→秋そばを生産する担い手が多く、水田をフル活用したい。

（６）地力増進作物

（７）高収益作物

稲作から高収益作物への転換を推進するため、地域特認作物である、なす・未成熟とうもろこしをはじめとした園芸作物の生産好条件や産地交付金を活用し、農業者所得向上のための生産拡大と定着を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

５ 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和８年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1389.1		1401.3		1385	
備蓄米						
飼料用米	45.8		30.7		45.8	
米粉用米			3.1		3.1	
新市場開拓用米						
WCS用稲						
加工用米						
麦	86.9		76.8		89	
大豆	4.3	4.3	6.3	6.3	6	6
飼料作物	16.7	5.5	17.3	5.5	17.2	6
・子実用とうもろこし						
そば	85	60.9	86.4	58.8	85	60.9
なたね						
地力増進作物						
高収益作物	102		110		110	
・野菜	96		100		100	
・花き・花木	4.9		8		8	
・果樹	0.6		1		1	
・その他の高収益作物	0.5		1		1	
その他						
・〇〇						
畑地化	3.5		7.4		7.4	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米（基幹作のみ）	土地利用集積助成	取組面積	(R7年度) 45.8ha	(R8年度) 45.8ha
2	米粉用米（基幹作のみ）	土地利用集積助成	取組面積	-	(R8年度) 3.1ha
3	麦（基幹作のみ）	土地利用集積助成	取組面積	(R7年度) 86.9ha	(R8年度) 89ha
4～7	戦略作物（麦、大豆、飼料作物、そば）	二毛作助成	取組面積	(R7年度) 70.7ha	(R8年度) 72.9ha
8・9	飼料用米の稲わら、わら専用稲、飼料作物（基幹作）（別表1・2のとおり）	耕畜連携	取組面積	(R7年度) 20.4ha	(R8年度) 24.9ha
10	飼料作物（基幹作のみ）	土地利用集積助成	取組面積	(R7年度) 11.2ha	(R8年度) 11.2ha
11	そば（基幹作のみ）	土地利用集積助成	取組面積	(R7年度) 24.1ha	(R8年度) 25.4ha
12	地域振興作物（基幹作のみ）（別紙2のとおり）	高収益作物助成	取組面積	(R7年度) 102ha	(R8年度) 110ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:古河市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	土地利用集積助成(飼料用米)	1	12,000	飼料用米	1ha以上集積作付し、収穫・出荷すること
2	土地利用集積助成(米粉用米)	1	12,000	米粉用米	1ha以上集積作付し、収穫・出荷すること
3	土地利用集積助成(麦)	1	12,000	麦	1ha以上集積作付し、収穫・出荷すること
4	二毛作助成(麦)	2	7,000	戦略作物(麦)	農協等との出荷契約または実需要者との販売契約を締結していること
5	二毛作助成(大豆)	2	7,000	戦略作物(大豆)	農協等との出荷契約または実需要者との販売契約を締結していること
6	二毛作助成(飼料作物)	2	7,000	戦略作物(飼料作物)	実需要者等との利用供給協定、自家利用計画策定
7	二毛作助成(そば)	2	7,000	戦略作物(そば)	農協等との出荷契約または実需要者との販売契約を締結していること
8	耕畜連携(わら利用)	3	7,000	飼料用米の稲わら、わら専用稲	当年産において、わら専用稲及び飼料用米の作付が行われている水田
9	耕畜連携(水田放牧)	3	7,000	飼料作物	当該年度における放牧の取組であること
10	土地利用集積助成(飼料作物)	1	12,000	飼料作物	1ha以上集積作付し、収穫・出荷すること
11	土地利用集積助成(そば)	1	12,000	そば	1ha以上集積作付し、収穫・出荷すること
12	高収益作物助成	1	10,000	地域振興作物(別紙2のとおり)	原則として作物を収穫し、販売を行うこと

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別表1 利用供給協定に含まれるべき事項

1 わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組) (1)取組の内容 (2)わらを生産する者 (3)わらを収集する者 (4)わらを利用する者 (5)ほ場の場所及び面積 (6)刈取り時期 (7)利用供給協定締結期間 (8)わら「取引の条件」(作業分担及び品代・経費の負担) (9)その他必要な事項
2 水田放牧(水田における牛の放牧の取組) (1)取組の内容 (2)飼料作物を生産する者 (3)牛群を管理する者 (4)ほ場の場所及び面積 (5)牛の入退牧の時期及び放牧頭数 (6)利用供給協定期間 (7)水田放牧の条件(作業分担及び品代・経費の負担) (8)その他必要な事項

別表2 粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくひえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スミーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、ファズトロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パアグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば ※上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限ります。
--

(別紙2) 高収益作物の交付対象作物及び交付単価

※同一のほ場で、同一年度内に複数回栽培した場合は、そのうち1回を本助成の対象にする。二毛作で作付けされたものを除く。

※助成対象となる作物は、令和8年度(2026年4月～2027年3月)産のものとする。

○野菜(10,000円/10a)

山菜類、きのこ類、ハーブ類を含む野菜全般

○果樹(10,000円/10a)

果樹全般

※令和3年度から当該年度に新植、改植、品種の一挙更新を目的とした接ぎ木をした水田とする。

○花き・花木(10,000円/10a)

種苗類を含む花き・花木全般

※令和8年度が生育期間に当たる場合は、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件に助成対象とする。

○その他(10,000円/10a)

落花生、芝、茶、たばこ、その他豆類(大豆を除く)、ごま